

＜ 農業委員会法第53条に基づく意見 ＞

## 東京都の農業振興・農地保全施策に関する意見

～未来につなぐ東京の農業・農地の保全政策の構築に向けて～

東京農業は、市街化区域においては、令和4年度の特定生産緑地指定申請が対象となる生産緑地の9割を超え、また、都市農地貸借円滑化法による貸借も確実な増加が見られており、今後はこれら制度をいかした上で農地の利活用促進と担い手確保・育成に向けた取り組みを一層進めることが重要となっている。

一方、農業振興地域や市街化調整区域においては、特に高齢化や担い手不足への対応が急務であり、改正された農業経営基盤強化促進法及び農地中間管理事業等の関係法制度の周知と地域の事情を踏まえた農地利用の最適化に向けた「地域計画」の策定等への取り組みが求められている。

このような情勢にあって、東京の農業・農地が未来に向けて継承され、その多面的機能・役割が十分に発揮されるためには、当面する課題へ迅速に対応する東京独自の政策が必要となっている。

よって、東京都におかれては、農業・農地の保全施策において、下記事項を実現されるよう、東京都農業会議臨時総会の総意をもって、意見を提出する。

### 記

#### 1. 未来につなぐ東京農業・農地の保全施策の構築

##### (1) 肥料・飼料及び生産関連資材等の価格高騰対策の継続及び関係事業の拡充

肥料・飼料及び生産関連資材や燃料等の価格は、依然として高止まりしていることから支援施策を継続すること。また、農業経営の体質強化につながる関係事業についても拡充をはかること。

##### (2) 東京都産農産物の生産振興と消費拡大に向けた対策の強化

食料の安定供給に貢献するため、地域農産物の一層の生産振興をはかるとともに、東京都産農産物の積極的な活用と消費拡大につながる流通・販売対策や都民への広報活動を強力に展開すること。

##### (3) 小規模経営への支援

ア. 小規模ながら意欲的に経営向上に励み、農業・農地の保全を実践する経営や、区市町村が認定農業者に準ずる経営体として認定・認証する経営について、地域農業振興への貢献及び多面的機能を発揮する経営体として支援すること。

イ. 市街化区域においては、農家の経営規模の大小にかかわらずその所有する生産緑地の保全をはかることが非常に重要であるため、小規模経営に対して農業生産や販売の維持・発展を促す支援施策を構築すること。

#### (4) 農地の保全と利活用促進への支援

- ア. 農業のあるまちづくりにつながる田園住居地域や地区計画制度等の活用については、東京都においても農業者等への積極的な情報提供を行うとともに、実現に向けた計画策定等に対する包括的な支援を行う体制を強化すること。
- イ. 市街化区域以外の地域において、生産緑地と同様、長期間の農地賃貸借を促す奨励金制度を創設すること。
- ウ. 貸借が困難で農地相続者等の負担となっている市街化区域以外の荒廃農地について、農地中間管理機構に譲渡もしくは10年以上無償で貸し付ける場合には、農地中間管理機構が当該農地を再生し、担い手に貸し付ける事業を創設すること。

#### (5) 改正農業経営基盤強化促進法等への対応と支援

市街化区域以外の地域を対象とする改正農業経営基盤強化促進法による「地域計画」及び「目標地図」が、地域の実態に応じた持続可能な農業経営及び農地利活用の促進につながるよう、市町村・農業委員会等へきめ細かな支援を行うこと。

### 2. 有機フッ素化合物による東京農業への影響に対する対策の強化

都内各所の河川や地下水から環境や人体への影響が懸念される「有機フッ素化合物（PFAS）」が検出されたことから、井戸水の飲用や取水制限等が行われている地域がある。国も実態の把握に取り組んでいるが、東京都においても農業者に対して随時、正確な情報提供を行うとともに、東京都産農畜産物の生産や販売活動に不利益が生じないよう対応をはかること。

### 3. 相続税制等の抜本的改正にむけた国への要望

都市農業振興基本法においては、都市農業振興施策を実施するために必要な法制上、財政上、税制上等の措置を講じなければならないとしている。しかしながら、平成27年に相続税の課税が強化されたこともあり、都市農地の減少は以前に増して歯止めがかからない状況となっている。

よって、東京都におかれては、都市農業振興基本法の目的に沿い、今後、都市農地が永続的に保全され、次世代への継承が可能となるよう、国に対して相続税制等の抜本的な改正を強く働きかけること。

令和5年8月17日

一般社団法人東京都農業会議 臨時総会